

論文

家族と暴力

かいのう たみえ
戒能 民江

< キーワード >

近代家族 暴力 懲戒権 家庭内暴力 ドメスティック・バイオレンス
ジェンダーに基づく暴力「法は家庭に入らず」

< 要 旨 >

家父長制支配のために懲戒権として合法化されてきた家族による暴力は、近代家族の理念に反するものとして、その存在を隠されてきた。「プライバシーとしての家族」論が暴力隠蔽の正当化装置であった。だが、家族だからこそ暴力が容認されることが、事実によって暴露されていく。日本では、1970年代に子どもから親に対する暴力が事件として表面化し、家庭内暴力が社会問題化した。しかし、家庭内暴力に潜むジェンダー構造は余り注目されていない。家族のジェンダー支配がもっとも尖鋭に現われる暴力が、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）である。ドメスティック・バイオレンスは、「親密な」関係にある男性から女性に向けられる暴力をさす。私的な領域で起きる個人的な問題のように見えるが、歴史的に形成された男女不平等な社会構造に起因する。国連「女性に対する暴力撤廃宣言」および第4回世界女性会議「行動綱領」は、ドメスティック・バイオレンスをジェンダーに基づく暴力であり、女性の人権侵害であるとして、具体的な対応施策を国家に求めている。しかし、現在の日本では、ドメスティック・バイオレンスへの社会的対応は法的対応を含めてほとんど整備されておらず、被害を潜在化させている。最近実施された東京都の調査でも、多くの女性が暴力を受けているにもかかわらず、公的機関に相談していないという実態が明らかになった。また、具体的な解決に結びつかない対応に不満を抱く女性が多い。とくに、危機介入で重要な役割を果たすべき警察の、「法は家庭に入らず」原則に縛られた対応は検討を要する。家族や親密な関係が私的領域として「聖域」となって、家族による人権侵害が放置されてはならない。女性が声をあげたことで顕在化したドメスティック・バイオレンスの問題は、個人・家族・国家の関係の見直しを迫り、家族とは何かを改めて問いかけるものである。

はじめに

「夫の暴力ついに反撃」と題する投書がある新聞に掲載され、反響を呼んだ。何度も繰り返された夫の暴力に、「ぼろぼろになっても泣き寝入りは嫌だ、暴力は許せない、と無我夢中で、はじめて夫に向かっていった」女性の気持をつづったものである。子どものことで口論していたときに、娘をけなした夫に抗議した彼女の頭を夫は突然2度殴った。いつも「居丈高に怒鳴り、長々と説教し、私を泣くまでいじめていた」夫に、彼女ははじめて反撃したのだ。新聞社には、すぐに読者から20通余りの

反響があった。その多くは、投書した女性に対する共感や励ましとともに自分の暴力被害の経験をつづったものであったという¹⁾。

家族が、心通わせることのできるやすらぎの場でも、外界の波風から守ってくれる安全な避難所でもないことが、今、女性たちの証言によって明らかにされようとしている。1970年代にフェミニズムの第二の波が投げかけた「家族」や「親密な男女の関係」というものの内実への疑念が、ジェンダー視点を得て日本でもようやく明確な私たちを現わしはじめた。20数年という月日が、この

問題の根深さを物語っている。

1. 家族の中の暴力

(1) 近代家族と暴力

家族と暴力は一方ではあい入れないものとされながら、他方では深い結びつきを持つ。「愛の共同体」あるいは「友愛家族」としての「近代家族」にとっては、個人の尊重と平等の価値に真っ向から反するものである。「暴力」は、あってはならないものとされる。ところが、「友愛家族」は「『現実』であるよりもより多く『規範』となり、「その『規範』モデルは家族の『現実』を隠蔽する効果を持つ」（上野1996 17）。

他方、強制力の行使としての「暴力」は、「近代家族」の家父長制支配を貫徹させる有効な方法として使われてきた（内藤1994 33）。歴史上、暴力は、家父長に専有される妻および子どもに対する懲戒権として合法化されてきた。近代社会は夫権と父権の絶対性を弱め、妻および母の権利を強める法改革を通じて、19世紀末までには妻に対する懲戒権を法制度上廃止した。ところが、法的には廃止された懲戒権は思想として残り、妻への暴力が罰せられないことで、事実上黙認されていくことになる。しかし、子どもへの懲戒権はそれ以降も存続し、日本民法は親の子に対する懲戒権規定をいまだに残している（民法882条）。ただし、父の子に対する絶対的支配権としてではなく、子どもの健全な成長を願う親の子に対する「愛」として懲戒権の合法性が説明されることになる⁹。子のためであれば「多少の」暴力は決して罰せられない。暴力が暴力だとされず、「体罰」つまり「親の愛のむち」として、程度問題に解消されてしまうことになったのである。

家族構成員の支配のために現実に行使されてきたからこそ、「暴力」は、近代家族理念に反するものとして、ことさら「ないもの」であるかのように隠されてきたといえる。

理念的には否定されるべき「暴力」を隠蔽する装置が、近代社会の「公私二分論」であり、その下での「プライバシーとしての家族」の保護であった。プライバシーとは、私生活への侵入や私的事柄の暴露からの保護を意味するが、家族は公的領域から分離された私的領域となることによって、プライバシーにより守られる「聖域」となった。つまり、家族とは、その中で何が行われようとも、一定の限度を超えない限り、外からは問われない場となったのである。とりわけ、国家権力が介入しないことによって、私的関係の内部は不問に付され、「暴力」はいつそう見えないものとなった。問題は、だれからだれに対する暴力が「見えない」ものとされたか、ということである。

(2) 「家庭内暴力」の出現

ところが、その家族に「暴力」が存在すること、家族だからという理由で「暴力」が容認されること、しかも、「暴力」に対する公権力の介入の排除によって家族構成員個人の人権が侵害されていることが、次第に明るみに出されるようになった。日本では、まず1980年代前半、子どもから親への暴力が社会問題化した。その後、80年代末から児童虐待に目が向けられるようになり、90年代に入ると、夫やパートナーからの暴力および子どもへの性的虐待の問題が表面化した。これらの家族の中の暴力、家族による暴力や家庭内で行われる虐待を総称して、日本では「家庭内暴力」と呼んできた。

しかし、家族と暴力の関係—だれがだれに対して、どのような構造の下で暴力をふるうか—を明らかにした上で、「家庭内暴力」という概念が使われているとはいえない。他の「夫婦間暴力」や「ドメスティック・バイオレンス」（夫やパートナーからの暴力）、あるいはもっとも新しい国際人権法（運動）上の概念である「女性に対する暴力」との差異や相互の関係について、必ずしも整理されないまま使われているのが現状である。

たとえば、政府の『平成10年版男女共同参画白書』では、「第3章女性の人権第1節女性に対する暴力」で、「家庭内暴力」を性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーと区別して独立の項目としているが、小見出しでは「夫婦間暴力」、文章中では「夫から妻に対して行われる暴力等家庭内暴力」とある通り、ドメスティック・バイオレンスについての記述となっている。だが、そこでも「家庭内暴力」など個々の概念規定も、それぞれの位置づけも行なわれていない。

いうまでもなく、どの概念を用いるかによって、問題のとらえ方、方法論の相違が明らかになる。たしかに、英語のFamily ViolenceもDomestic Violenceも日本語に直訳すれば、「家族による暴力」あるいは「家庭内の暴力」を意味する。けれども、両者の暴力がふるわれる関係へのアプローチは異なる。

本来、「家庭内暴力」Family Violenceとは、文字通り「家庭」の中でふるわれる「暴力」として、暴力がふるわれる場および加害者と被害者の関係が家族であることに着目したジェンダー中立的な概念である。したがって、暴力が向けられる方向は特定せず、双方向の暴力も想定されており、夫の妻に対する暴力や親の子どもへの虐待、高齢者虐待だけでなく、子の親に対する暴力、夫婦、姉妹兄弟間の暴力なども含まれる。

「家庭内暴力」ということばは、家庭や家族にはふさわしくないものと思われてきた「暴力」が実は家庭だからあること、言い換えれば、家族と暴力との抜きさしな

らない関係を示した。人びとの家族幻想に揺さぶりをかけ、家族とは何かという問いを改めて私たちにつきつけている。さらに、意志に反した強制力の行使を意味する「暴力」の存在を示すことによって、個人の自由な意志の結合体であるとする近代家族＝「愛の共同体」規範の欺瞞性が暴露されたのである。

(3) 日本的「家庭内暴力」とジェンダー

日本の場合、「家庭内暴力」がなぜあれほどまでに注目され、またたくまに社会問題化したのだろうか。それは、親に対して向けられた子どもの暴力であったからだ。

1977年、暴力をふるう息子を父親が殺した「開成高校生殺人事件」、1979年、祖母を殺した直後に高校生が自殺した「祖母殺害事件」、1980年、浪人中の息子が両親を殺した「金属バット殺人事件」など、70年代末から80年代にかけて、受験競争の渦中に投げ込まれた思春期の子どもが親に暴力をふるって、親や祖父母を殺したり、逆に親に殺される事件が相次いだ。立て続けに、究極の暴力である殺人事件として表面化したことと、想像を絶するほどの凄まじい子どもの行為が、「暴力」ということばを躊躇なく使わせたのだし、子どもが親に対して敵対的な実力行使を行ったからこそ、「家庭内暴力」ということばはすぐに広がったのである。

一般的な意味での「家庭内暴力」の存在自体、何も目新しいことではない。ただ、それをだれも「暴力」と呼ばなかっただけである。親が子どもを殴ることが「しつけ」と称して普通に行われてきたのは、洋の東西を問わない。しかも、前述の通り、「懲戒権」と名づけられ、親権行使の中心的態様として法的にも承認されてきた。子に対する懲戒権の行使は子どものために行われるものであり、よき親としての当然のつとめであったのだ。

日本民法822条は、「親権を行うものは、必要な範囲内で自らその子を懲戒」できると規定する一方、同じく834条では、「父または母が、親権を濫用し」たときは、家庭裁判所は親権喪失宣告をすることができると定めている。したがって、限度を超えたときにはじめて、「親権濫用」として家庭裁判所の介入を認める「法的」問題になるにすぎない。近代国家は一方で懲戒権を親に認めて「親の子に対する力の行使を支え」、他方で親権剥奪規定によって「行き過ぎを制限し親としての適性を判断する地位に国家をつけた」⁽²⁾。日本では、1980年代後半以降、「子どもの権利条約」を通して子どもの人権思想が導入されたこともあり、親の懲戒権の行使の「行き過ぎ」が「児童虐待」つまり親の暴力であり、子どもの人権侵害であることが明確に認識されるようになった。だが、「行き過ぎ」が暴力になるというだけである。民法の懲戒権規定が廃止されない限り、理論的には、親の

暴力自体を国家がなお認めていることに変わりはない。親が子どもにそんなひどいことをするはずがない、児童虐待は「行き過ぎた」例外であるとする神話が、国家によって補強されているのだ。

それに対して、子どもが親に対して暴力をふるうことは、親権に服すべき子どもの親に対する反逆を意味する。親子関係には「あらかじめ非対称な権力関係が埋め込まれている」。子どもの親への暴力は「この権力関係の自明性に適合しないから」、それだけ社会問題化されやすいのである（上野1995 11）。大人からの保護が必要な弱い存在であったはずの子どもが、ある日突然親に刃を向けるという「ありえないこと」をやったのだから、人びとはすぐに「問題化」したのだ。しかし、私たちは、何が問題なのか、どうしたらいいのか、いまだに答えを見いだせないでいる。闇の深さにたじろぐばかりだ。

日本的「家庭内暴力」には、ジェンダーがしっかりと埋め込まれている。加害者は圧倒的に男の子どもであり、暴力をふるわれる親はほとんど女親である。1980年総理府発表の「家庭内暴力に関する調査研究」によれば、暴力をふるう子どもの8割が男の子であり、85%が母親をターゲットにしていた（熊谷1981 194）。1996年東京で起きた「中学生殺害事件」では、「家父長」的責任感が追い込んだのだろうか、最後に手を下したのは父親である。けれども、殺された中学生の男の子の暴力の矛先は母親に向けられていた。日常的に暴力にさらされ、絶望と苦しみを一人かかえるのは大抵女親なのだ。母親は家庭内役割を担い、子どもの養育責任をほぼ一方的に負わされている。しばしば、教育熱心で口うるさい母親が「家庭内暴力」の元凶のように言われてきた。けれども、母親は、子どもへの評価がそのまま自分への評価となり、母子一体観の下で自らの権力性を自覚する機会を奪われたまま「子ども支配」に追い込まれ、しかもその結果を自ら引き受けなければならない。このような矛盾した母親役割を女性に強制する性別役割分業こそ問題なのだ。

また、1983年に発生し、1997年名古屋地裁で実刑判決が下された「戸塚ヨットスクール事件」や、1989年3月に発覚した「女子高校生強姦監禁殺人事件」（コンクリートづめ殺人事件と普通呼ばれている）からも、家庭内暴力とジェンダーの関係が浮かび上がる。

「戸塚ヨットスクール」は、家庭内暴力や不登校で親を悩ます「情緒障害」の子どもの治療に効果的だとして、じごきや体罰などの「暴力教育」を売り物にしていた。スパルタ式暴力教育は、母親は優しく家事や子どもの世話、父親は「経済力と肉体力」というジェンダーの論理に見事に符合するものであった。「父親の男性的権威が低下して子どもを不安にしている」から、子どもは家庭

内暴力に走る。だから、「子ども同士のいじめやコーチによる体罰で力の威力を教えこみ、子どもを安定させる」という理屈が、親たちには説得力をもって受け入れられた。なぜなら、家庭の中で父親に求められる男らしさは金と肉体の力なのであり、母親に対しては、夫を立てて子ども中心に生きることが求められているからだ。

女子高校生殺人事件でも、強姦・監禁・殺害の舞台になった家庭では、小さい時から、父親は男の子二人へ「体罰」をふるっていたという。だが、子と親の体格が逆転してからは、子どもの暴力が母親に向けられた。2階の女子高校生の存在に気づいていても、母親は共働きで疲れ果てていたことと、子どもの暴力に対する恐怖から、一度逃がすのに失敗した後は、女子高校生を救い出すことも、他に援助を求めることもできなかった⁶。

(4) ドメスティック・バイオレンスと家庭内暴力

このように、子どもの親に対する暴力を意味する日本の「家庭内暴力」が、深くジェンダーとかわかっていることがわかる。だが、「家庭内暴力」がはらむ日本社会のジェンダー構造の問題性に迫ることもなく、学歴社会、競争社会への子どもの反乱として人びとに危機意識を抱かせた。この「家庭内暴力」を引き起こす根源にあって、ジェンダー支配がもっとも鋭く現われ、だからこそ、もっとも深く潜在化してきたのが、夫やパートナーからの暴力、ドメスティック・バイオレンスである。

日本では、夫やパートナーからの暴力を「家庭内暴力」と呼んできたし、現在も一般的である。しかし、ジェンダー視点で家族と暴力の問題を読み解こうとするならば、ドメスティック・バイオレンスを日本語に訳した「家庭内暴力」ではなく、欧米の女性たちが運動の中で選択した、ドメスティック・バイオレンスという英語のことばをそのまま使うのがふさわしいと考える。

なぜならば、前節で触れたように、日本の場合は「家庭内暴力」に特定の意味づけが付与されているというだけでなく、「家庭内」という中立的なことばによって、暴力がだれからだれに向けられるか、暴力は加害者と被害者のジェンダー支配関係から生じることが隠蔽されるからである。そこでは、圧倒的に夫から妻へ、男性から女性へ向けられる暴力の方向が曖昧にされる。加えて、暴力を「家庭内」に閉じ込めることによって、暴力を私的な個人的問題に解消するおそれがある。たとえば、アル中や短気、暴力的性向など、個人的資質だけに原因を求めることにつながりかねない。社会的背景には目を向けず、「家庭内」の問題なのだから、性格は今更どうしようもない、そういう人を選んだ私の責任だ、自分で何とかしなければと背負い込んでしまう。その結果、女性は沈黙を強いられてきた。「家庭内」で起きる暴力は、

「家庭内」であるからこそ個人的には解決できないのだ。

また、「夫婦間暴力」という枠組みもしばしば使われる⁷。たしかに「夫婦間暴力」とすれば、他と区別する意味で「夫婦」という関係性は明らかになる。だが、第一に、対象を伝統的な婚姻夫婦に限定してしまい、結婚していない男女の関係が視野に入らない。第二に、「夫婦間」とすることにより、暴力を夫婦げんかの問題に矮小化して、どっちもどっち、夫婦のことは他人には分からない、夫も悪いかもしれないが妻にも問題がある、口達者な妻に口下手な夫が対抗するには手を出しても仕方がないなど、暴力を相互関係の所産に帰することになる。

「家庭内暴力」も「夫婦間暴力」のいずれも、ジェンダーにもとづく暴力であるという、問題の核心を見えにくくする概念ではないだろうか。

アメリカでは、1970年代反強姦運動の中から生まれた Battered Women's Movement 「暴力を受けた女性たちの運動」によって、「夫や恋人など親密な関係にある男性から女性へふるわれる暴力、虐待」を表わすものとして「ドメスティック・バイオレンス」という概念が意識的に選択された(吉浜1995 55)。けれども、アメリカの行政や研究者間では、より中立的な響きを持つ Family Violence の方が好まれるようだ。行政にとっては、その方が人びとの共感を得やすく、施策を講じやすい。加えて、フェミニズムがドメスティック・バイオレンスということばに込めたメッセージへの嫌悪があることは否めない⁸。

2. ジェンダー問題としてのドメスティック・バイオレンス

(1) ドメスティック・バイオレンスとは何か

ここでいうドメスティック・バイオレンスとは、「親密な」関係における男性から女性への暴力をいう。法律婚の夫に限らず、事実婚の夫、同棲相手、恋人、婚約者、元夫、以前付き合っていた恋人、男友だちなど、個人的で「親密な」関係にある(あった)男性から女性に対してふるわれる暴力をさす。

国連女性に対する暴力特別報告者クマラスワミは、女性の経験を基に問題のありかを示すために、北京世界女性会議「行動綱領」に則した形で、ドメスティック・バイオレンスにより広い意味あいを持たせている。夫や恋人の暴力に加えて、家庭内での子どもへの性的虐待、女の子に対する暴力、親が娘を売る強制売春、家事労働者の女性に対する暴力、性別選択のための中絶および女児殺害、性器切除やダウリーなどの伝統的慣行など、生涯を通じてドメスティックな関係で女性を苦しめる暴力は多様な形態を取っているのだ(クマラスワミ1996 15)。

ドメスティック・バイオレンスに関する最近の立法を

みると、対象をできるだけ広く設定しようと努めていることがわかる。法律婚および事実婚の相手、婚約者・デートの相手、同居人などで、これらは現在および元の関係も含む。また、親戚や子どもを通しての関係も入る。さらに、domestic relationship, associate person, family or household memberなどの概念を用いて、子どもを暴力の被害者および加害者として含めるのが、一般的である⁹⁾。法的対応の中心は、ドメスティック・バイオレンスの構造から当然、夫やパートナー、恋人からの暴力にある。だが、同時に6～7割の比率で子どもへも暴力がふるわれており、父親の母親に対する暴力が子どもに多大の影響を与えていること、子どもがいる場合は母子一体で動かざるを得ない場合が多く、またそのような母子の意志を尊重すべきことなどを、法は考慮しなければならない。

次に、「暴力」とは、殴る、蹴るといった身体的暴力に限らない。心理的暴力、性的暴力、経済的暴力を含む広い概念である。ただし、「暴力」というと、どうしても身体的暴力に限定されてしまうので、Abuse「虐待」にすべきだという意見、逆にAbuseは言語としては「濫用」という意味だから、権力の存在と使用を前提としており、使うべきではないという見解もある(吉浜1995 55)。いずれにせよ、暴力とは何をさすかは、女性の意志に反した力の行使あるいは不作為を「暴力」とすることを基本に、女性たちの経験に基づいて、あらゆる形態の「暴力」をカバーすべきである。

ニュージーランドの1995年ドメスティック・バイオレンス法は、あらゆる形態のドメスティック・バイオレンスを許されないものと宣言した上で、対象とする「暴力」を身体的暴力、性的暴力、心理的暴力の三つに分けている。同法は、①心理的暴力には、威嚇、ハラスメント、相手の持ち物などを壊すこと、身体的、性的、心理的虐待への威嚇や脅かしが含まれるとして、心理的暴力の範囲を広く取っており、②子どもに一方の親に対する虐待を見聞きさせたり、そのような状況に追い込むことも子どもへの「暴力」だとして、③直接子どもに暴力がふるわれなくても、母親に暴力がふるわれることによって子どもに多大のダメージを与える恐れがあるときは、子どもへの「暴力」であるとしている。また、④たとえ一つ一つがささいな行為に見えても、一連の行為が複合的に現象し、総体として「暴力」を構成することを強調しており、女性や子どもの経験を踏まえた規定となっている。

同法の「暴力」概念が画期的なのは、加害者に対してそれらの行為を禁止することで被害者を保護し、もし、加害者が命令に違反した場合は逮捕・拘置・罰金などの刑事制裁によって不利益を与えて被害者を守ることを目的とした、保護命令protection order上の法的概念である

ことだ。従来、国家が個人に強制力をもって不利益を与える規範には、人権保障および公正の確保の要請から客観性と中立性が求められてきた。だが、ドメスティック・バイオレンスはそのような法観念の変更を迫っている。「客観的」とか「中立」ということばで女性の経験や意志を切り捨て、実は男性中心の価値を基準に組み立てられてきた近代法観念の見直しが、求められているのである。

たとえば、暴力を理由とした慰謝料請求を考えてみよう。日本の裁判実務では、被害者が一つ一つの加害者の行為について暴力の事実と暴力と被害との因果関係を立証しなければならない。その結果、裁判官が加害者に慰謝料を支払わせる必要があるほどの「ひどい暴力」だと認識すれば、はじめて慰謝料請求が認められる。しかも、慰謝料額は低い。とくに、性的暴力については、セクシュアル・ハラスメント裁判にみられるように、損害賠償額の低さは甚だしい。ここには、女性の経験や意志をほとんど反映せず、伝統的な法概念にとらわれた司法の現状が映し出されている。

日本でも、1992年「夫(恋人)からの暴力」調査研究会(DV研)の全国アンケート調査(「夫(恋人)からの暴力」調査研究会1998 89)では、回答者796名中、何らかの被害にあったと答えた613名のうち44.2%が、身体的、性的、心理的暴力のすべてを受けていた。また、1997年には自治体として初の本格的な「女性に対する暴力」調査が東京都によって行われた。同調査は、ドメスティック・バイオレンスを主要なテーマに男女双方(女1,553名、男1,266名)を対象とした初の無作為調査であり、夫やパートナーからの暴力の発生率推定の有力な拠りどころとなる意義深いものである。同調査中、無作為抽出のアンケート調査「日常生活における女性の人権に関する調査」では、精神的暴力、身体的暴力、性的暴力の三つを重複して受けたことのある女性は17.2%、精神的暴力と身体的暴力を合わせて受けたことのある女性が26.7%いた。さらに、同調査の「夫やパートナーからの暴力」被害体験者面接調査のほぼすべての回答者が「殴る」などの身体的暴力と「暴言」などの精神的暴力をともに受けており、暴力が複合形態をとることを表わしている(東京都1998 58-59)。

「暴力」の実態や広がりはまだ正確には把握されていないが、女性や子どもに与える影響は、国連およびいくつかの地域や国で実施された調査によって、かなり明らかになってきた(デービス1998 24)。けがや後遺症から死に至るまでの直接の身体的影響のみならず、心理的影響や健康に及ぼす影響など、はかり知れないものがある。「暴力」は、人間不信や自己尊重感の喪失、経済力を失

って男性への依存をやむなくされることなど、女性の身体的、精神的、性的、経済的自由を侵害し、平等への基盤を掘り崩す人権侵害である。

さらに、第4回世界女性会議「行動綱領」で指摘されたとおり、医療費、社会保障費、シェルター経費、福祉、警察、裁判などの経済コストや社会的コストの大きさも見逃すことができない。社会・経済的コストの観点からいっても、ドメスティック・バイオレンスは社会が真剣に取り組む必要のある問題なのである。

(2) 「親密な」関係で起きるドメスティック・バイオレンス

「親密な」関係にある男性からなぜ暴力がふるわれるのか。「親密な」関係といったとき、まず性的関係が想起されるだろう。「性的な関係は『親密な』関係の象徴とみなされ」（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会1998 18）ている。性的関係は性交だけに限らないが、「性的関係」が「親密さ」の「象徴」とみなされるのは、「挿入intercourseをとともうセックスだけが、『個人』と『個人』の間のもっとも『親密』な関係として特権化されるようなセクシュアリティの近代の装置」（上野1995 10）に起因する。

しかし、そのような男女の「親密な」関係は、対等な関係ではないのだ。個人と個人の性的関係は、男女不平等の社会構造と無縁ではありえない。男性優位社会に生きる「男」と「女」であることから、わたしたちは何時も逃れられないのではないだろうか。だが、性交のもたらす「一体感」が性の快楽の極致であるとするセックス観と、その主体は一对の男女だとする「対幻想」によって、性的関係を他の人とは区別される個人的な「親密な」関係とすることで、まるで不平等からの「解放区」のような錯覚にとらわれるだけなのだ。Edwardsは、ドメスティック・バイオレンスは強姦や買春の被害者と同様に「特殊性な」意味づけを与えられており、これらはすべて「性的階級としての女性に対する犯罪」だとする（Edwards1985 186）。

そもそも性的関係自体に性の二重基準が働き、抱く男と抱かれる女の構図がある。さらに、性的関係は、妊娠の可能性を持つ性交への可能性をはらみ、妊娠・出産・育児と、女性の自由を制限する結果を生み出す。女性の意に反した力の行使の可能性が、性的関係の全過程にわたって男性に開かれているのだ。その意味では、性的関係は「親密な」関係のすべてではないにしろ、やはり鍵を握る。そして、この「親密な」関係は「自然に」結婚へと進んでいくことを想定されている。このようにして、特定の女と男が対になって排他的に行う性的関係を社会が承認する「制度としての結婚」は、「親密な関係」の

象徴となる（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会1998 13-19）。

「親密な」関係が「男性支配と女性の従属」という社会構造に組み込まれていること、「親密さ」が暴力の隠れ蓑となることを暴露したのは、女性たち自身である。

イギリスでは、1970年代始め、ロンドンに開いた「離婚困り事相談所」に駆け込んできた女性たちが、口ぐちに夫やパートナーの暴力を訴えたことから、初のRefuge（シェルター。女性や子どものための安全な避難所であるとともに、女性たちのエンパワメントの場）が作られ、women's aid（女性支援）運動がたちまち全土に広がった。ほぼ同じ時期に展開したアメリカのBattered Women's Movementは、反強姦運動の中で、強姦は見ず知らずの他人よりも、デートの相手や顔見知りが多いことを女性たちが語り始め、ホットラインや強姦救援センターが各地に作られた。そこに多くの女性たちが夫や恋人の暴力を訴え出たことが、この運動のきっかけとなったのである（吉浜1995 58）。

いずれも、長い間潜在化していた「親密な」関係にある男性からの暴力の現実を、女性たちが安心して語ることのできる場と視点を得たことで、はじめて声をあげることができたのだ。さらには、1960年代後半以降の女性運動、とくに反強姦反ポルノ運動と中絶の自由を求める運動の蓄積の意味は大きい。女性運動は、女性たちの声に依拠しながら暴力の問題を、男性による女性の身体と性の支配を根源とする男性支配構造に位置づけて再定義した。「親密な」関係でふるわれる「暴力」が決して個人的な問題だけではないこと、その背後には男性優位という社会構造があることを、女性たちは示した。さらには、シェルターやホットライン、女性のためのプログラム、そして法改正と、具体的な社会的対応を求める運動を急速に進めていった。調査研究や法改正要求とともに女性運動が推進したのが、意識改革である。アメリカ・ミネソタ州ドゥルース市の女性グループが作成した「パワーとコントロールの車輪」の図は、「暴力」の構造を明快に表現している（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会1998 14-18）。

(3) 「女性に対する暴力」としてのドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンスが、男性優位の社会的、文化的性別をあらわすジェンダーに基づく暴力であることをいっそう明確にしたのは、「女性に対する暴力」という概念である。

1993年国連「女性に対する暴力撤廃宣言」は、①「女性に対する暴力」が個人的な問題ではなく、歴史的に形成された男女の不平等な力関係が生み出す社会構造上の

問題であることを明らかにしたこと、②「女性に対する暴力」をジェンダーに基づく暴力と定義づけて、女性の人権侵害だとしたこと、③私的な関係や私的な領域でふるわれる暴力も「女性に対する暴力」だとしたこと、の三点において画期的である。

「同宣言」第1条は、ジェンダーに基づく暴力であって、公私を問わずあらゆる関係や領域で起きることを確認した上で、「女性に対する暴力」を、「女性に対する身体的、性的、心理的危害または苦痛およびこのような行為の威嚇、強制または恣意的な自由の剥奪となる行為」と定義している。ついで、第2条では、暴力が起きる領域・関係によって、①家庭内で起きる暴力、②一般社会で起きる暴力、③どこでふるわれるかを問わず、国家により行われるか許される暴力、の三つに分類している。

ドメスティック・バイオレンスということばこそ使われていないが、三つの領域の冒頭に「家庭内で起きる暴力」が置かれたことは重要である。なぜなら、「同宣言」の最大の成果は、私的領域で起きる暴力を「個人的な問題」から解放し、国家が責任を持つ人権の問題だとしたことにあるのだから。

「女性に対する暴力撤廃宣言」は、1979年の女性差別撤廃条約採択以来、国連が進めてきた「女性に対する暴力」への積極的な取り組みの集大成と呼ぶべきものであり、その努力は、1995年第4回世界女性会議「行動綱領」として結実した。条約化が今後の課題である。「女性差別撤廃条約」には直接「暴力」を禁止した条項はない。だが、条約制定過程における修正で女性差別の対象に「私生活」を加えたことは、家父長的家族構造における性別役割分業の核心にある暴力の問題に迫る潜在的な契機となった。条約発効後、西欧および北米諸国の女性運動の強力な働きかけの結果、国連に提出される加盟国の条約実施状況についての報告を通して、女性に対する暴力の現実が浮き彫りにされた。なかでも「隠され続けてきた問題」であるドメスティック・バイオレンスの普遍的な広がりや被害の深刻さおよび女性に与える影響の大きさが明らかにされた。国連女性差別撤廃委員会からは、1989年「女性に対する暴力」、1992年「ジェンダーに基づく暴力」の二つの一般的勧告が出されているが、その中でドメスティック・バイオレンスは優先課題に位置付けられている。

「女性に対する暴力撤廃宣言」採択への道を大きく開いたのは、同じ1993年6月に開かれたウィーン世界人権会議である。同会議で採択された「人権宣言」前文では「女性差別および女性に対する暴力」への深い関心が述べられ、「行動計画」は公私を問わない「女性に対する暴力」撤廃を宣言した。ウィーン会議では、ジェンダー

化された存在である女性固有の権利である身体と性の自由を求めた「女性の権利は人権」運動が展開された。そのハイライトは、暴力を受けた当事者の女性が直接人権侵害を告発する「女性の人権国際法廷」であり、その冒頭で語られたのは、ドメスティック・バイオレンスであった。

1994年国連人権委員会によって任命された「女性に対する暴力特別報告者」のクマラスワミが指摘する通り、ドメスティック・バイオレンスとは「家庭内領域で直接的かつ否定的に女性に打撃を与えることを意図した暴力」であり、自分のパートナーおよび子どもに対する「意図的で、目的を持った行動」であること、その目的とは「被害者に対する優位性と所有権を主張すること」なのである（クマラスワミ1996 9-14頁）。

3. ドメスティック・バイオレンスへの社会的対応を阻むもの

(1) 日本における社会的対応の現状と問題点—二つの調査から—

1996年12月発表の「男女共同参画2000年プラン」は、女性に対するあらゆる暴力の根絶を女性の人権課題として、はじめて取り上げた。ドメスティック・バイオレンスについては、相談体制の整備と必要に応じた「適切な施設への通告、収容」の実施とともに、刑事事件に該当する場合は、犯罪として法の厳正で適切な運用をはかることが述べられている。さらに、相談・カウンセリング対策の充実、被害者の安全確保と社会復帰の支援、女性に対する暴力にかかわる職員の養成・訓練、外国人女性の人権に対する配慮が、女性に対する暴力一般への対策としてあげられている。このように、政府の「行動計画」に組み込まれて具体的な政策課題となったことは前進である。しかし、『平成10年版男女共同参画白書』によれば、この1年での具体的な成果は、警察の性犯罪被害者対策の実施と警察官の研修・教育での若干の変化にとどまり、本格的な展開は今後の課題に残されている。

2.(1)で触れた二つの「暴力」調査からは、被害を受けた女性からの相談や援助への対応の問題点が浮かび上がる。DV研調査では、身体的暴力を受けたことがあると回答した女性のおよそ75%が、もっとも深刻だった暴力についてだれかに相談している。だが、25%はだれにも相談していない。一方、東京都の調査では「相談した」とする回答の比率がぐんと下がり、15.6%しかいない。年齢が若いほど「相談した」とする回答の割合は高くなり（20代で26%、50代で10%）、暴力を重複して受けている人ほど「相談した」としている（精神、身体、性的暴力のいずれも受けている人では、34.1%）。しかし、二つの調査からは、相談先は自分の親族や友人・知人と

いう私的関係が多く、公的機関や民間団体など外部の機関に相談したケースは少ないことがわかる。

だれにも「相談しなかった」理由で多いのが、DV研調査では「自分にも悪いところがあると思った」(37.5%)、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」(33.9%)であり、東京都調査では、65.5%が「相談するほどのことではないと思った」、35.1%が「自分にも悪いところがあると思った」、14.5%が「がまんすればやっつけていけると思った」からとしている。大したことではない、家庭内のことだから隠した方がいい、自分が怒らせたからだ、自分さえがまんすれば、と思込ませられている女性の状況が現われている。まさにこれは、「パワーとコントロールの車輪の図」が明らかにしたように、女性が孤立し、女性に責任を転嫁するドメスティック・バイオレンスの構造の反映である。また、「相談してもむだだと思った」という回答も目立つ(DV研41.1%、東京都16.8%)。これは、ドメスティック・バイオレンスが社会的対応を必要とする問題であることについて社会的なコンセンサスがないこと、したがって、女性のニーズにあった具体的な援助システムが用意されていないことを示している(「夫(恋人)からの暴力」調査研究会1998 212-3)。

DV研調査では、同時に「相談するとかえって状況が悪くなると思った」とする回答が10.7%あった。東京都調査の「子どもに危害が及ぶと思った」(1.2%)、「相談すると仕返しを受けるといった」(0.9%)という「報復」の恐れだけでなく、相談してかえって傷つけられたり、落ち込んだりする二次被害への危惧も含まれていると思われる。

東京都調査の「被害体験者面接調査」では、女性たちが実際どのような援助を求め、それに対してどのような対応がなされたか、求援助行動の実態と公的機関の対応の問題点が示されている。「面接調査」に答えた女性のおよそ三分の二は、けがの治療のために病院に行くことや離婚を決めてから弁護士の所を尋ねる場合も含めて、公的機関に対して何らかの行動を起こしている。けれども、公的機関の対応については、「役に立たなかった」、「腹が立った」などの否定的評価が約4割を占め、約3割の肯定的評価でも、「話を聞いてもらった」、「専門機関を紹介してもらった」など、心の癒しや情報提供が主である。具体的な介入など直接的な対応が行われない諸機関の消極的な姿勢に不満が大きい。

東京都調査では、ドメスティック・バイオレンスへの対応の現状と課題について、女性相談センター(婦人相談所)、福祉事務所、警視庁、病院、保健所、家庭裁判所、法律扶助協会などの関係機関のヒアリングが実施さ

れた。質問項目の設定などに研究の余地があるとはいえ、これもまた初の関係機関調査であり参考になる。機関や職員による問題認識の温度差、本来業務ではなく、付随的業務として努力するほかないといった法制度上の限界、機関相互のネットワークも含めた対応の不十分さ、当事者に対する偏った認識と職員研修の欠如などが浮き彫りにされている(東京都1998 156-7)。

ドメスティック・バイオレンスが、「女性に対する暴力」であり、重大な女性の人権侵害であることの認識不足が、問題であろう。すでに毎日のように問題が持ち込まれ、具体的な対応が求められているにもかかわらず、人とお金をかけるべき政策課題になっていない。個人的な問題であるという誤った観念が支配的なところでは、多くの女性や子どもの被害が放置されたままである。辛うじて、公的機関の対応の欠如の肩代わりをしているのが民間女性シェルターである。だが、全国で20か所にも満たない数であり、地域的にも偏っている。どのシェルターも、行政の支援がほとんどない慢性的な財政難と人手不足、スペース不足に悩んでおり、到底女性たちのニーズには応えきれない。また、シェルターは必要不可欠であるが、あくまでも「結果への対処」にすぎない。「結果」を生み出す「原因」自体への対応がなければ、シェルターはいくつあっても足りないことになる。

「女性に対する暴力」であり、しかも家庭内など個人的・私的関係で起きる暴力であるというドメスティック・バイオレンスの本質と、そこから生じる特質を把握した上で実態を明らかにすることを通じて、社会的対応を阻む要因を一つ一つ掘り崩していかなければならない。

(2) プライバシーとしての家族「法は家庭に入らず」

安全に自由に生きる権利は人権である。暴力の恐怖と抑圧のなかで、自分を押し殺して生きるという事態の異常さを、だれにも強いることはできない。また、暴力の加害者に殺され、あるいは、暴力の加害者のいのちを奪うことで、はじめて暴力から解放されるという異常な事態からも、女性はだれでも自由であるはずだ。ましてや「夫殺し」の汚名を着せられるいわれはない。

第二次世界大戦後、国際社会は、常に現実に裏切られながらも、平和の実現とともに人権保障を理念に掲げてきた。人権の時代であることを高らかに宣言した1948年「世界人権宣言」も、その条約化である1966年「国際人権規約」も、家族への信頼と家族の自律を基礎とした人権概念を採用している。両者とも、「私生活の保護」と「家族の保護、婚姻の権利」をうたい、「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、社会および国の保護を受ける権利を有する」と規定する。しかし、「家族を一

つの単位としてそのまま維持しようとすることは、ドメスティック・バイオレンスが存在する場合には、家族内の個人の利益より家族の維持を優先することになる恐れがある」(デービス1998 27)。

この伝統的近代人権思想に果敢に挑んだのが、フェミニズムの第二の波であり、女性差別撤廃条約以降の国際女性の人権運動であった。「聖域」に踏み込ませたものは、ドメスティック・バイオレンスという「女性に対する暴力」の現実と、その現実を告発する女性の声であった。しかし、私的生活を国家の介入から守るという家族単位でつくられた法観念とそれを支え、法観念によってさらに維持強化される人びとの意識は、堅固に体制化されている。

ドメスティック・バイオレンスへの社会的対応にはいくつもの段階と局面があり、たしかに、警察が加害者を逮捕しただけでは問題の解決にならない。母子寮や保育所などの社会福祉、児童扶養手当や生活保護などの所得保障、働く場や賃金・職業訓練などの労働、医療・保健、子どもの学校、住宅、カウンセリングなど、たとえどのような選択をしようとも、女性や子どもが生き延びていけるような総合的な社会的サポートが必要である。だが、女性や子どもの安全と自由が、まず確保されなければならない。この危機介入で決定的な役割を果たすのは、やはり警察である。

先の東京都面接調査では、援助を求めた公的機関として、「精神科・病院・医師」、「区市町村の相談(福祉事務所・母子相談など)」の次に「警察」があがっている。DV研調査でも、公的機関では警察に相談した人が多かった。暴力被害を直接相談する先として、また、緊急事態に保護を求める先として多くの人が頼りにするのが、警察である。ところが、110番通報をしても「夫婦げんかには干渉できない」と言われたり、来ても「民事だからと帰ってしまった」、「夫婦であり同居していると法的に何もできないと断られた」、「女性のほうがなだめられた」など、現に暴力を目の前にしているときでさえ、警察の対応は消極的である。夫が「夫婦のことですから、お引取り下さい」とでも言おうものなら、なおさらである。警察でもだめだとなると、女性たちはあきらめるほかないと口を閉ざす。

1996年以来、日本の警察は犯罪被害者対策に乗り出した。なかでも、性犯罪と殺人被害者対策に力を入れており、すべての県警ではないにしろ、相談窓口やカウンセリングの設置、女性警察官による捜査、裁判情報の提供、婦人相談所との連携、警察官の研修などを進めている。強姦、痴漢被害の対応については、若干の変化が生まれている。

しかし、ドメスティック・バイオレンスに対しては、「家庭内の事件にどこまで介入すべきか」検討課題だとするととどまり、基本的に「法は家庭に入らず」の不介入原則が生きている。「法は家庭に入らず」とは、警察など国家権力は私的自治が支配する私的・個人的関係には介入しないのが原則であり、もし介入する場合は、より高度の介入理由が必要だとする考え方である。1.(1)で述べた通り、妻に対する懲戒権が法制度上夫に認められていた歴史が、思想として現代にも引き継がれているのだ。結局「夫婦げんか」や「男女間のもつれ」だから、どちらにも非があるのが当たり前で、警察は介入したとしても仲裁以上はできないのだという思い込みがある。だが、警察が動かないことによって、「殺さない限り、妻や子どもはいくら殴ったっていい」とうそぶく男性の暴力を黙認し、最悪の場合は殺すか殺されるまで、暴力被害が放置される結果を生み出しているのである。

ドメスティック・バイオレンスの顕在化は、個人・家族・国家の関係の問い直しを私たちに迫るものである。新たな家族の関係を模索するのならば、個人の人権を侵害する家族や結婚とは一体何なのか、女性や子どもの間いかけを避けては通れない。

(東邦学園短期大学 教授)

[注]

- (1) 朝日新聞西部本社版1998年8月14日付朝刊「ひととき」欄
- (2) 小玉亮子1997「懲戒権(家庭)」市川昭午ほか編『子どもの人権大辞典』エムティ出版、610頁。小玉はさらに親権を、近代国家と近代家族の子どもへの統制力強化の共犯性の結接点だと位置づけている
- (3) 若尾典子1997「戸塚ヨットスクール事件」「女子高生強姦監禁殺人事件」戒能民江ほか『家族データブック』有斐閣、145,173頁参照。
- (4) たとえば、日弁連では「電話相談」や北京世界女性会議へ向けての提言で「夫婦間暴力」としている。同・両性の平等に関する委員会1997『国際化時代の女性の人権—両性の平等と自立』明石書店、104頁。なお、1998年9月の日弁連第41回人権擁護大会では、「夫から妻への暴力」としている。
- (5) ただし、クリントン政権下のViolence Against Women Act1994「女性に対する暴力防止法」第2章 Safe Homes for Women Act「安全な家庭法」では、「ドメスティック・バイオレンス」としている。小島妙子1995『「女性に対する暴力防止法」の成立とその背景』『労働法律旬報』1360号、35頁。同論文の注(2)によれば、法文上、同法のドメスティック・バイオレンスの定義は性中立的なものになって

いる。一方、同じく1994年に「全国少年・家事裁判官評議会」により作成・発表された「夫・恋人からの暴力に関する模範法典」の正式タイトルは、Model Code on Domestic and Family Violenceである。同模範法典については、角田由紀子1995「夫（恋人）からの暴力に対する法的措置－日本の現状とアメリカの模範法典について－」横浜市女性協会『民間女性シェルター調査報告書Ⅱアメリカ調査編』41頁以下参照。

- (6) イギリスに関しては、The Family Law Act1996,Part IV Family Homes and Domestic Violence, § 62, ニュージーランドについては、Domestic Violence Act1995, § 2,4を参照。
- (7) 同「宣言」の訳は、米田真澄「女性に対する暴力撤廃宣言」（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会1998『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣,217頁以下）によった。

[引用・参考文献]

- ①バリー・C1984『性の植民地』田中和子訳 時事通信社
- ②デービス・M編1998『世界の女性と暴力』鈴木研一訳 明石書店
- ③Edwards.S.M.A.1985 Socio-legal evaluation of gender ideologies in domestic violence assault and spousal homicides.Victimology:An International Journal10(1-4)
- ③戒能民江1997「ドメスティック・バイオレンスと性支配」岩村正彦ほか編『岩波講座現代の法11ジェンダーと法』岩波書店
- ④熊谷文枝編1981『現代のエスプリ・家庭と暴力』至文堂
- ⑤クマラスワミ. R1996『ラディカ・クマラスワミ（国連女性に対する暴力とその原因および結果に関する特別報告者）によるドメスティック・バイオレンス特別報告書』（北京JAC仮訳）北京JAC
- ⑥内藤和美1994「女性・家族・暴力」『女性労働問題研究』25号
- ⑦「夫（恋人）からの暴力」調査研究会1998『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣
- ⑧東京都生活文化局1998『「女性に対する暴力」調査報告書』
- ⑨上野千鶴子1995『「セクシュアリティの近代」をこえて』上野ほか編『日本のフェミニズム6セクシュアリティ』岩波書店
- ⑩上野千鶴子1996『「家族」の世紀』井上俊ほか編『岩波講座現代社会学19<家族>の社会学』岩波書店

- ⑩吉浜美恵子1995「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス－The Battered Women's Movement-」横浜市女性協会『民間女性シェルター調査報告書Ⅱアメリカ調査編』